



「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」

実 施 要 項

社会福祉法人 秋田県共同募金会

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族等への緊急支援活動を応援します！

〔趣旨〕

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が解除され、日常が少しずつ戻り始めているとはいえ、新たなクラスター発生や収束が見えない不安の中で様々な課題が生じています。

また、外出・旅行等の移動制限やイベントの中止、景気後退による収入減などの影響によって、地域の子もたちとその家族をめぐる生活課題は長期化、深刻化が憂慮される状態にあり、弱い立場の方々を支援する団体への援助の継続が求められております。

このような状況を踏まえ、本会では「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」に引き続き取り組みます。

〔実施主体〕 社会福祉法人 秋田県共同募金会

〔協働実施〕 社会福祉法人 中央共同募金会、都道府県共同募金会

〔寄付金の募集〕

寄付金の募集は9月30日をもって終了いたしました。ご協力いただきました皆様から感謝申し上げます。

〔助成の対象期間〕

令和2年5月15日～令和3年3月末日まで

※助成財源がなくなり次第、受付を終了する場合がありますので、予めご了承ください。

〔助成の対象事業〕

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、社会的に孤立することが懸念される子どもたちに食事を提供する食堂の運営、ひとり親家庭・生活困窮者等への食料を届ける活動、一人暮らし高齢者・障がい者等の見守りや買い物支援、引きこもりや不登校などの子どもや若者の居場所づくり、学習支援、虐待やドメスティックバイオレンスの防止を目的とした活動、衛生環境に配慮した子どもたちの安全な居場所を提供する活動などの子どもや家族を支援する活動で、支援活動の効果や緊急性が高く、活動に伴う経費の必要性が認められかつ営利を目的としない事業を対象とします。

〔対象外の事業〕

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急支援活動として実施され、その活動に伴う経費の必要性が応募書から読み取れることを助成要件とし、団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とします。

〔助成の対象経費〕

食材購入や消耗品の購入費、食品や弁当の配送費、容器や調理器具、ノートPC等の物品（備品）の購入費、ボランティア行事用保険料、ボランティアの交通費（実費）、会場賃借料や光熱水費など、助成の対象事業を行うために必要な経費を対象とします。

〔助成の対象外経費〕

講師やボランティアへの謝金、人件費、ボランティア活動保険料、助成対象活動期間外に支出した費用、団体運営に経常的にかかる経費、補助金などの公的費用や他の助成金が充てられている費用については、助成対象外とします。

〔助成額〕

1回の申請につき30万円を上限とします。

※同一団体で2回まで助成を受けることができるものとします。ただし、助成事業の実施期間が異なるものに限ります。

〔助成対象団体〕

NPO、ボランティア団体、住民活動団体、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人などの非営利団体を対象とします。（法人格の有無は問いません。）

〔助成の手順〕

1 応募申請

応募申請書と次の添付書類を郵送又はメールしてください。

（前年度事業報告書・決算書、活動内容が分かるパンフレット、収支予算書、見積書）※見積書は設備・備品購入の場合に添付

2 助成の決定

毎月末までの申請を審査、翌月上旬に申請団体に通知します。

本会ホームページで公表します。

3 助成金の交付

助成決定後に速やかに指定口座に送金します。

4 事業完了の報告

活動終了後1ヵ月以内に事業完了報告書、助成事業収支決算書を提出してください。

5 助成決定の取消し等

活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。

《お問合せ先・担当》

社会福祉法人 秋田県共同募金会 担当：佐藤
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館2階
TEL 018-864-2821 FAX 018-895-7513
e-mail sato@akaihane-akita.or.jp